

# 大分県立看護科学大学大学院長期履修規程

平成20年4月1日  
規程第 88 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条の2の規定により、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

## (対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、大学院学則第10条に規定する修業年限で修了することが困難であると認められ、学業を計画的かつ継続して行うことができる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児、介護等に従事している者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由があると認められる者

## (長期履修期間)

第3条 長期履修期間は、博士課程（前期）においては継続して4年以内、博士課程（後期）においては継続して6年以内とする。

## (申請)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修許可申請書（第1号様式）により、延長が必要な年度の前年度2月末までに学長に申請しなければならない。

- 2 延長期間は1年とする。
- 3 原則として長期履修期間中の休学を認めない。

## (許可)

第5条 前条の申請に対しては、教育研究審議会の議を経て学長が許可する。

## (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。